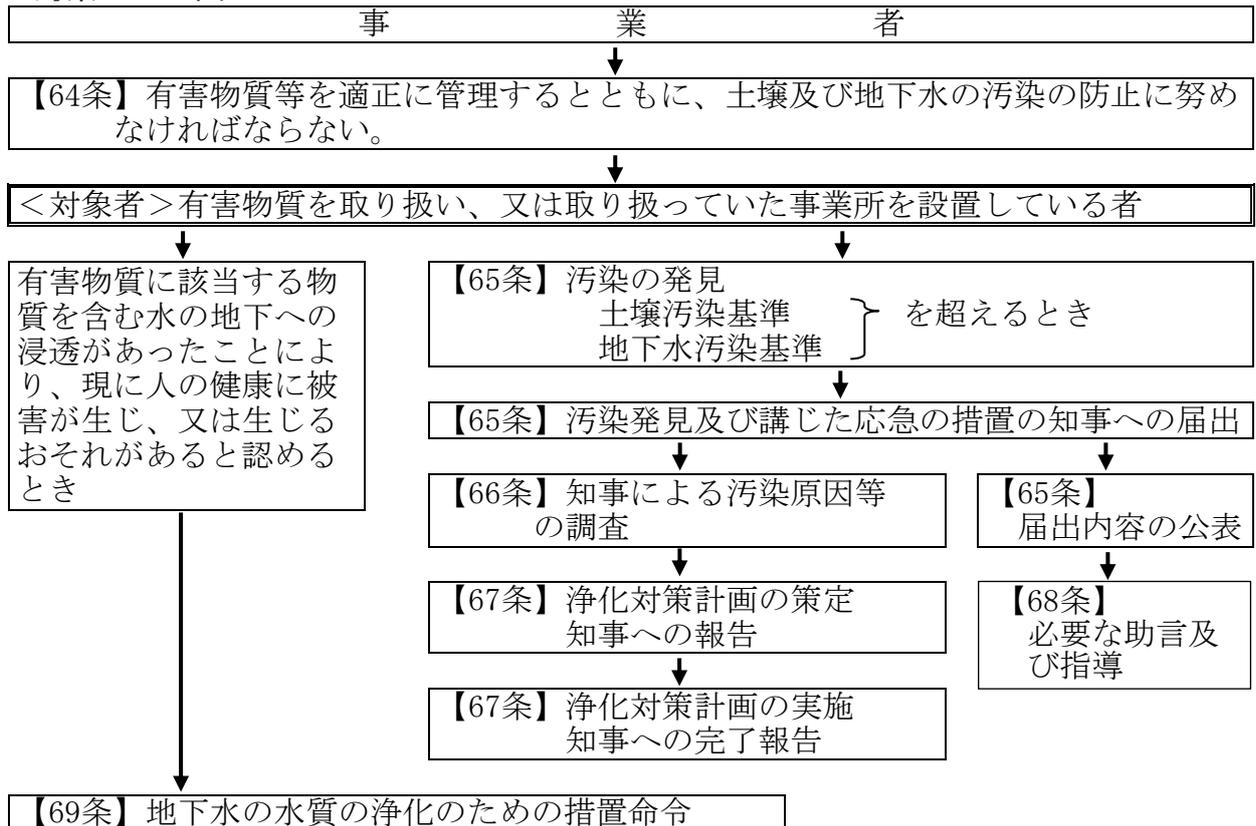


岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る土壌・地下水汚染に関する規制について

1 規制の概要

- 規制対象 : 有害物質を取扱い、又は取り扱っていた事業所の設置者
 規制対象物質 : 有害物質（規則で定めた 28 物質）
 規制の概要 : 有害物質取扱事業所の敷地内で、土壌汚染・地下水汚染を発見した際の届出義務を課しており、汚染原因者である場合は、浄化対策計画を作成し、これに基づいた浄化対策を義務付けるもの。

2 対策フロー図



3 その他

(1) 適用除外する事業所

有害物質を書面等（帳簿など）によって取扱い、有害物質の製造、処理、保管等の実際の取扱いを行わない事業所

(2) 適用除外する土壌・地下水

- ・農用地に係る土壌
- ・汚染原因が専ら自然的原因によることが明らかな土壌・地下水
- ・原材料のたい積場、廃棄物最終処分場等の土壌
- ・放射性物質による土壌・地下水

(3) 法と県条例の二重適用の解消

ア 知事に土壌汚染対策法（以下「法」という。）第 14 条第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る土地の土壌汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染（以下「土壌汚染等」という。）については、当該申請がされてから当該申請に対する法第 16 条第 1 項に規定する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、県条例第 67 条及び第 68 条の規定を適用しない。

イ 知事に法第 3 条第 1 項若しくは第 8 項、第 4 条第 3 項又は第 5 条第 1 項の規定による報告、法第 4 条 2 項の規定による提出又はアの公示があったときは、当該報告、提出又は公示に係る土地の土壌汚染等については県条例第 65 条から第 68 条までの規定を適用しない。